

突っ走った先に待っていた日々

法テラス東京法律事務所

1 専門はなに？

「いろんなことをやってきたのは分かった。それで、あなたは何をしたいの？」6年ほど前、台北の街角で、欧米の法社会学者に問われました。

司法過疎地で自分の力を伸ばしたくて法テラスの一期生として佐渡島に赴任し、裁判員裁判をやりながら福祉と司法の連携を築きたくて那覇に転勤しました。貧困と刑事事件の関係を知りたくてアメリカの大学院で社会学(刑事政策)を学び、人種や性別・カーストといった貧困の背景にある「社会構造」に触れたくて法整備支援の長期専門家として法テラスに赴任しました。どこに行っても自分の困惑以上の経験が待っていました。

佐渡では、大量の事件を滞留しないように処理をする一方、高齢者や障害者など「自分から法律事務所に来られない人」に出会いました。沖縄では、貧困故に帰の中に落ちていく人々の存在を知り、基地に分断される社会の悲しさに触れました。アメリカでは、Black Lives Matter運動に代表される刑事司法の様々な問題が、社会研究により明らかにされてきた過程を学び、司法に対しある種の美しい幻想を抱いていた自分のnaive(ナ

イーブ)¹⁾ さに気付きました。ネパールでは、女性の最高裁判所長官の存在や、約100の民族がともに暮らす文化的な豊かさに、「途上国」に対する認識を改め、「労働者を送り出す国」のたくましさと悲哀を垣間見ました。

2 専門は「お金のない人」

この間、いつの頃からか、「お金のない人専門の弁護士です。」と自己紹介をするようになりました。どこにいても、常に頭にあったのは、佐渡に事務所を開所した直後に相談に来た、「裁判所に行ったんだけど、俺は自己破産もできないんだって²⁾。もう首をくくるしかないなって。でも、弁護士が来るって言うから、死ぬ前に相談にきた。」と泣きながら話す、多重債務に数十年苦しんだ高齢男性のことでした。また、初犯で執行猶予を得たときに福祉につながれなかったが故に、1000円の窃盜未遂で繰り返し実刑になっていた沖縄のホームレスの障害者女性のことでした。

興味のままに突き進んでいく中で、自分の生涯のテーマは「司法アクセス」であると定まり、それを端的に表すには「お金のない人専門の弁護士」という言葉が便利

だったのです。

冒頭の質問は、ネパール赴任中に、台湾で開かれた学会をのぞいたときの一コマです。「お金のない人」と一口に言っても多様であることを知っているH教授は、私のいい加減な自己紹介に満足せず、問い合わせを重ね、前記の質問にたどり着きました。そして、人生の先輩として、「そろそろ軸を定めたほうがいい。」とアドバイスをしてくれました。私はこのとき、「次に面白いのは日本で増えている外国人労働者の支援だろうな。彼らは司法から一番遠いはず。」と思っていたものの、新しい分野への思いは、とても言い出すことができませんでした。

3 全てがつながった外国人支援

ネパールでの法整備支援を終えて、2018年3月、6年ぶりに法テラスに戻りました。私のテーマは司法アクセスですし、もともと「スタッフ弁護士一期生」という立場を偶然得たことで浴びるような恩恵を受けていたこともあり、一度は帰ろうと思っていたのです。

当初は裏方の管理職として、広報や犯罪被害者支援を担当していました。その後、2020年7月に外国人在留支援センター(FRESC)

- 1) アメリカに行くまで「naive」という単語が、「世間知らずで物事を知らない」というニュアンスの強い言葉であることも知ませんでした。
- 2) 裁判所は「自己破産をする必要はない(過払いになっているから)。弁護士に相談してください。」と伝えたはずですが、ひまわりも法テラスもない当時の佐渡では「自己破産はできない。」と受け止められたのだと思います。



第二東京弁護士会会員

富田 さとこ
Tomita, Satoko

が設置され、その中に法テラスも国際室を置くことになったため、国際室長となり、同時に常勤弁護士に復帰させてもらいました。スタッフ弁護士に戻ったのは8年ぶりでした。

入管や労働局も入居しているFRESCには、毎日、外国人や外国人支援者から様々なトラブルが持ち込まれます。ここで相談を受け、同僚（弁護士・職員）や関係機関職員と対応を協議して、次のステップへつなげます。ごく例外的ではありますが、特に緊急性の高い案件や、受任者を見つけることが困難な事件については、代理援助や委託援助を利用して自分で受任することもあります。私の依頼者は、日本語の話せないDV被害者、突然退学処分を受けた留学生、非正規滞在中に子どもを産んだ女性、技能実習生、難民など、「お金のない外国人」だけです。

そんな生活も、やがて丸4年になります。この間ずっと、ばらばらの池から流れてくる水が、1つの流れになって絡まり合い、手のひらに落ちているような不思議な感覚がありました。今まで興味関心だけでやってきたことが、全て役に立っているからです。

4 FRESCでの活動

例えば、FRESCはコロナ禍に設立されたため、当初は生活困窮の相談が多く、佐渡や沖縄で生活保護の同行申請をしたり、福祉機関と連携したりした経験が生かされました。開発途上国からの労働者の相談を受けるたびに、ネパールのことが頭に浮かびます。

他の入居機関との連携事案も多く、労働問題は労働局と、在留資格の問題が絡むときは入管と同席で対応することもあります。「どうやって行政、特に入管と一緒に

働くの？」とは、よく聞かれますが、佐渡市役所に間借りした法テラスで働いていた私には慣れた質問です。相談者・依頼者の最善の利益のために、必要があれば行政機関と協力し、時には対立するという姿勢をとれるのは、制度ではなく個人をスタート地点とする法曹の醍醐味だと思います。

5 楽しく充実した毎日

司法過疎地に戻ったかのように多数の相談に対応する毎日は、とても刺激的です。その上に、外国人ならではの複雑さ・多様さという面白みがあり、仲間と協働できる心強さもあります。例えば、ある技能実習生の事件では、送出国政府の仲介によるオンライン会議で、送出機関の代理人弁護士を相手に、英語で議論を交わしました（なんてエキサイティング！）。全国にいるスタッフ弁護士たちは、「あなたの地域に困っている外国人がいる。」と連絡すると、快く相談を引き受けってくれます。共同受任で訴訟も起こしました。昨年は、技能実習制度見直しのための有識者会議の末席に座らせていました



NYのLegal Aid Society民事部門チーフのエイドリアン・ホルター弁護士とスタッフの柿木 翼さん（法テラス福岡）

だきました。

今回も思惑以上に充実した毎日が待っていました。次にH教授に会えたら、「今は専門ができた、これまでの経験も生かせているよ！」と報告しようと思います。Access to legal assistance is the single right that makes every other right viable（法的支援へのアクセスは、他のあらゆる権利を実現する唯一の権利である）。

突っ走り続ける君へ

生意気なまま突っ走れと君を送り出してから、早いもので18年たとうとしています。18年間の君の軌跡を見ると、どこに行っても、常に弱い人の立場に立って、権威や悪しき慣習を物ともせずに、旋風を巻き起こしてきたことがわかります。そうしてたどり着いた「お金のない外国人専門」の弁護士。それは最先端の人権問題に関わる仕事だと思います。20年前に米国を訪れた際、移民や貧困者に法的サービスを提供する誇り高いCommunity Lawyerに出会い、日本でもこういう活動を専門にする弁護士が必要になると感じたことを思い出します。これからもFRESCで君らしく頑張ってほしい。様々な壁をときに打ち破り、ときに乗り越え、新しい世界を築いてほしい。

From 櫻井 光政（第二東京弁護士会会員）